

在外選挙人名簿登録申請（大使館への来館が困難な方に対する特例措置）

- 1 在インド日本国大使館では、本年4月1日から、在外選挙人名簿登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始します。
- 2 次の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じた御本人確認及び事前に送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによって、当館に来館いただくことなく、在外選挙人名簿登録申請を行うことができます。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けたブータン政府等による行動制限措置等のため当館に来館いただくことができない方（行動制限措置等の対象地域であれば近郊にお住まいの方も対象となります）
 - (2) ブータンにお住まいの方
 - (3) このほか、在外選挙人名簿登録申請のために来館できない特別な事情がある方（事前に当館まで御相談ください）
- 3 具体的な申請方法は、次のとおりです。
 - (1) 事前に当館まで以下の必要書類を送付又は託送してください。
 - ア 在外選挙人名簿登録申請書原本
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/pdfs/shinsei01.pdf>
 - イ 申請時出頭免除願書原本
<https://www.in.emb-japan.go.jp/files/100320981.docx>
 - ウ 旅券身分事項ページ写し
 - エ 住所確認書類写し（3か月以上前に在留届を提出している場合は不要）
 - (2) (1)の必要書類が当館に届き次第、申請者御本人に連絡し、ビデオ通話の日時を調整の上、申請者御本人とビデオ通話を実施します。
 - (3) ビデオ通話では、基本的にCisco Webexを利用しますが、Cisco Webexを利用できない方は事前に当館に御相談ください。
 - (4) ビデオ通話の際には、申請者の御本人確認及び事前に送付いただいた書類の原本確認を行いますので、あらかじめ旅券原本、住所確認書類原本（3か月以上前に在留届を提出している場合は不要）をお手元に御用意ください。
 - (5) 以下の場合は、申請を受け付けることができないことがありますので、あらかじめ御了承願います。
 - ア 物理的にビデオ通話を行うことが困難な場合
 - イ (2)の結果、申請者御本人と連絡が取れない場合
 - ウ (3)及び(4)の結果、御本人確認ができない場合や、申請書類の原本性に疑義がある場合

4 今年の夏に参議院議員通常選挙が予定されており、まだ在外選挙人登録申請がお済みでない方は、この特例措置の御利用を御検討ください。なお、在外選挙人登録には、通常2か月ほど（注）かかりますので、お早めの登録申請をお勧めいたします。

（注）申請時点で3か月以上当地に住所を有していることが確認できる場合。